

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和4年4月1日更新

【物件番号 13】

所在地	尼崎市大庄西町2丁目605番		貸付面積	773.87㎡
貸付可能期間	指定なし		契約期間	5年以内
契約更新	契約更新可	最低貸付料年額	4,221,403円	
地目	宅地	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
所管課	都市整備局住宅部 住宅管理担当	担当者	堀	
		連絡先 TEL	06-6489-6632	
特記事項	<p>(1) 本物件の境界は、境界明示標等で結ぶ線である。(貸付対象は、位置図2のピンク色の範囲)。</p> <p>(2) 既設フェンスは、本物件の付帯物である。本物件の境界線外側(水路敷地)に設置されている部分を含め、借受人が維持管理すること。本物件の境界線外側のフェンスと本物件の境界線までの範囲は、貸付対象範囲外であるため、通行利用は可能であるが、工作物の設置、物置、駐車等の使用はできないので注意すること。</p> <p>(3) 既設フェンスを取替える場合は、借受人の負担によるものとし、設置箇所は本物件の境界線内側にすること。既設フェンスを撤去して土地を使用する場合は、契約終了時は原則、原状復旧すること。</p> <p>(4) 本物件への出入りは西側の武庫川堤防道路からとし、南東部分からの出入りはできない(南東部分の通路は私有地である。)</p> <p>(5) 本物件は河川保全区域を含むため、掘削等による土地の形状を変更する行為や工作物の設置等を行う場合は、原則、河川法第55条の許可手続が必要となるため、その際は事前に兵庫県(西宮土木事務所)と協議を行うこと。</p> <p>(6) 武庫川堤防道路から本物件への進入路(位置図2の斜線部分)は、本市が兵庫県から河川区域の占用許可を受けて使用するものである。当該地は貸付対象の範囲外であるが、借受人が維持管理すること。</p> <p>(7) 当該進入路脇の樹木の枝や雑草等が土地使用に支障となる場合は、借受人の負担により剪定及び除草をすること。</p> <p>(8) 当該進入路部分を舗装等する場合は、原則、河川法第26条の許可手続が必要となるため、その際は事前に兵庫県(西宮土木事務所)と協議を行うこと。</p> <p>(9) 本市が兵庫県から当該進入路部分(河川区域)の占用許可を受けることができなくなった場合は、本物件の使用もできなくなるため契約期間にかかわらず契約解除となる。</p> <p>(10) 本物件においては、500㎡以上の物置場又は駐車場として使用できない(尼崎市環境をまもる条例第55条及び第56条第1項。学校からの位置制限及び自動車の出入口が接する道路の幅員制限による。)。当該用途で使用する場合は、500㎡未満の範囲での貸付けとなる。この場合は貸付範囲の境界に借受人の負担によりフェンス等を設置しなければならない。</p> <p>(11) 建物の建築は認めない。</p> <p>(12) 水道の引込はできない。</p> <p>(13) 武庫川堤防道路は、大型自動車等通行止めである。また、日曜・祝日の7時から19時までは歩行者専用道路となる。いずれについても、車両通行する場合は、尼崎南警察署において通行の許可手続をする必要がある。</p>			

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和4年4月1日更新

	<p>(14) 本物件（水路敷地部分を含む。）には、電柱2本が設置されている。本物件の使用にあたっては、当該電柱に支障とならないよう注意すること。また、借受人は、当該電柱の維持管理のために必要な場合は、関西電力送配電（株）等の立入を認めなければならない。</p> <p>(15) 本物件（進入路を含む。）は、現況有姿での引渡しとなる。使用にあたっての除草等は借受人の負担により行うこと。</p> <p>(16) 本物件について、土壌汚染状況調査、地下埋設物調査及び地盤調査は行っていない。借受人が土地使用にあたって土壌汚染、地下埋設物等を発見した場合、借受人の責任と負担のもとに必要な措置を講じること。</p> <p>(17) 本物件の使用にあたっては、上記のほか、開発等の内容に応じて、適宜、本市関係課と協議を行い、法令、開発許可の基準等を遵守すること。</p>
現況	未利用

(位置図1)



未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和4年4月1日更新

(位置図2)

